

消費者

友達を紹介したらキャッシングバック？ ～マルチ商法の勧誘にご注意～

大学生のAさんは、友人から「化粧品のお試しができる」と誘われて、一緒にサロンへ行きました。化粧品のお試しを一通り終えると、きれいになったと褒められたので、化粧品がとても気に入りました。さらに、「今後も続けねばもつと効果がある」と30万円の化粧品セットを勧められました。しかし、

30万円は払えないため、悩んでいたところ、友人から「あなたも化粧品を他の人に売ったら、一人あたり5万円をもらえる。クレジットカードでリボ払いにすれば月々5千円で買える」と言われ、購入してしまいました。



数日後、親に話すと、無断で高額な契約したことを反対され、解約したいと思いました。急いで消費者センターに相談したところ、フリーングオフできました。

「アドバイス」

このように、会員を勧誘すれば収入を得られるなどと勧め、会費

や商品代金などの負担を求める取引を「マルチ商法（連鎖販売取引）」といいます。収入を得るためには仕入れた商品を買ったり、他の人を勧誘して会員になってもらう必要がありますが、思ったように売れず、多額の借金を抱えたり、人間関係が壊れてしまうケースもあります。

■フリーングオフで契約解除を！

マルチ商法では、契約書受取日から商品受取日のどちらか遅い日から20日間はフリーングオフが可能です。また、フリーングオフ期間を過ぎていても、中途解約制度がありますので、諦めずにご相談ください。

■契約書は自身で確認を！

家族に知られないようにと、販売店が契約書や商品を預かる場合があります。トラブルを避けるためにも、契約書は必ず受け取り、内容を確認しましょう。

* * *

困った時は早めに消費者センターに相談してください。

■問い合わせ

消費者センター ☎8229・1234